

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176単位		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割			日割の場合	÷ 30.4 日	39 単位	39
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	2349単位		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割			日割の場合	÷ 30.4 日	77 単位	77
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727単位		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割	日割の場合		÷ 30.4 日	123 単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	23 単位減算		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割	日割の場合		÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算			1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算			1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算			1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200		1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50		1月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の137/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I		ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月31日まで算定可能。

水色 → 新設 灰色 → 廃止 黄色 → 変更

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	59	1日につき	
A6 1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		3,621	1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	119	1日につき	
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待 防止措置未 実施減算	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4 日	1単位減算	-1	1日につき	
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4 日	1単位減算	-1	1日につき	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計 画未策定減 算	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4 日	1単位減算	-1	1日につき	
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4 日	1単位減算	-1	1日につき	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住 する者又は同一建物から 利用する者に通所型サー ビス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(I)	150単位加算	150	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II			(2)口腔機能向上加算(II)	160単位加算	160	
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2	サービス複		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3	数実施加算		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	リ サービス提供体制強化 加算	(1)サービス提供体制 強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(2)サービス提供体制 強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1		(3)サービス提供体制 強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携 加算(II)	200単位加算	200		
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算			
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II	善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算			
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	3,621単位	2,535		1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超	119単位	83		1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	3,621単位	2,535		1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠	119単位	83		1日につき	

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月31日まで算定可能。  
 ※業務継続計画未策定減算は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※事業所が送迎を行わない場合の減算1について、イのうち事業対象者・要支援1の単位数を算定している場合は1月につき376単位を、イのうち事業対象者・要支援2の単位数を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。

水色 → 新設    灰色 → 廃止    黄色 → 変更

## 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目			
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA 事業対象者・要支援1・2	442	1月につき
A F	2112	高齢者虐待防止措置未実施減算	438	
A F	4001	初回加算 事業対象者・要支援1・2	300	
A F	4002	委託連携加算 事業対象者・要支援1・2	300	
A F	7001	介護予防ケアマネジメントB 事業対象者・要支援1・2	442	
A F	7002	高齢者虐待防止措置未実施減算	438	
A F	8001	介護予防ケアマネジメントC 事業対象者・要支援1・2・継続要介護者	442	
A F	8002	高齢者虐待防止措置未実施減算	438	

水色 → 新設      黄色 → 変更